

第 6 6 1 号
平成21年 5月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

○ 条 例	番 号	頁 数		番 号	頁 数
天理市一般職の職員の退職手当に 関する条例及び天理市水道局に勤 務する企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正す る条例の一部を改正する条例	18	2	放置自転車等の保管について	120	13
			放置自転車等の保管について	121	14
			放置自転車等の保管について	122	14
			公示送達について	123	14
			放置自転車等の保管について	124	15
			放置自転車等の保管について	125	15
			地籍調査の実施について	126	15
			放置自転車等の保管について	127	16
○ 告 示	番 号	頁 数	○ 公 告	番 号	頁 数
放置自転車等の保管について	98	2	農用地利用集積計画について	9	16
違反広告物の保管について	99	2	一般競争入札について	10	16
放置自転車等の保管について	100	3			
放置自転車等の保管について	101	3	○ 農 業 委 員 会	番 号	頁 数
放置自転車等の保管について	102	3	農業委員会の招集について	—	18
放置自転車等の保管について	103	4			
平成20年度天理市一般会計補正予 算（第8号）及び平成20年度天理 市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第3号）の要領について	104	4	○ 公 営 企 業	番 号	頁 数
地縁による団体の告示事項の変更 について	105	9	天理市指定給水装置工事事業者の 指定について	—	18
地縁による団体の告示事項の変更 について	106	9	天理市指定給水装置工事事業者の 指定について	—	19
公示送達について	107	9	天理市指定給水装置工事事業者の 休止について	—	19
放置自転車等の保管について	108	9	天理市指定給水装置工事事業者の 廃止について	—	19
地縁による団体の告示事項の変更 について	109	10			
放置自転車等の保管について	110	10			
放置自転車等の保管について	111	10			
放置自転車等の保管について	112	10			
平成21年第1回天理市議会臨時会 の招集について	113	11			
放置自転車等の保管について	114	11			
放置自転車等の保管について	115	11			
放置自転車等の保管について	116	12			
放置自転車等の保管について	117	12			
放置自転車等の保管について	118	13			
放置自転車等の保管について	119	13			

条 例

(平成21年 5月 1日 掲示済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5月 1日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第18号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成19年 9月 天理市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年 4月 1日」を「平成22年 1月 1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

(平成21年 4月 6日 掲示済)

天理市告示第98号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月 天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 4月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月 6日から平成21年 6月 4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743—62—7778
天理市総務部地域安全課 電話0743—63—1001

(平成21年 4月 7日 掲示済)

天理市告示第99号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成21年 4月 7日

天理市長 南 佳 策

整理 番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
----------	----	----	----	------	-----	-------	------

1	三貴ホーム	はり札	1	柳本町	H 21 . 3 . 15	H 21 . 3 . 15	市役所地下駐車場
2	コウシン不動産	はり札	1	指柳町	H 21 . 3 . 18	H 21 . 3 . 18	
3	賃貸倶楽部	はり札	1	東井戸堂町			
4	堀田晃和	はり札	2	柳本町			
5	日成ホーム	立看板	4	櫛本町	H 21 . 3 . 20	H 21 . 3 . 20	
		はり札	2				
6	賃貸館	はり札	2	櫛本町			
		はり札	1				

連絡先 天理市建設部都市計画課（0743—63—1001）

（平成21年 4月 7日 掲示済）

天理市告示第100号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月 7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月 7日から平成21年 6月 5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成21年 4月 8日 掲示済）

天理市告示第101号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月 8日から平成21年 6月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成21年 4月 9日 掲示済）

天理市告示第102号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月 9日から平成21年 6月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月 9日揭示済)

天理市告示第103号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月 9日
 - 3 移動対象区域
天理市勾田町444番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月 9日から平成21年 6月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月10日揭示済)

天理市告示第104号

平成21年 3月30日付で専決を行った平成20年度天理市一般会計補正予算（第8号）及び平成20年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

平成21年 4月10日

天理市長 南 佳 策

平成20年度天理市一般会計補正予算（第8号）

平成20年度天理市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,368,602千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,195,815 ^{千円}	4,500 ^{千円}	1,200,315 ^{千円}
	2 特別会計繰入金	68,187	4,500	70,687
21 市債		1,611,700	19,900	1,631,600
	1 市債	1,611,700	19,900	1,631,600
歳 入 合 計		24,344,202	24,400	24,368,602

平成21年 5月10日 日曜日

天理市公報

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,531,670	千円 25,353	千円 4,557,023
	1 総務管理費	3,851,032	25,353	3,876,385
12 公債費		2,342,523	△953	2,341,570
	1 公債費	2,342,523	△953	2,341,570
歳 出 合 計		24,344,202	24,400	24,368,602

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	財 産 管 理 事 業	千円 953
		市 庁 舎 施 設 整 備 事 業	6,353
8 土 木 費	4 住 宅 費	宅 地 整 備 事 業	1,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村総合整備事業	千円 40,400	当初議決	当初議決	当初議決	千円 44,900	当初議決	当初議決	当初議決
道路整備事業	21,700	に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ	37,100	に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ

平成20年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年5月10日 日曜日

天理市公報

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市債		千円 11,500	千円 4,500	千円 16,000
	1 市債	11,500	4,500	16,000
歳 入 合 計		116,000	4,500	120,500

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国支弁金		千円 0	千円 4,500	千円 4,500
	1 国支金	0	4,500	4,500
歳 出 合 計		116,000	4,500	120,500

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
区画整理事業	千円				千円			
	11,500	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	16,000	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

(平成21年 4月10日揭示済)

天理市告示第105号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、武蔵町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成21年 4月10日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市武蔵町496番地2 樋口 和久

変更後 代表者 天理市武蔵町528番地 北田 源司

変更年月日 平成21年 4月 1日

(平成21年 4月10日揭示済)

天理市告示第106号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、庵治町青垣自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成21年 4月10日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市庵治町413番地9 上場 弘太郎

変更後 代表者 天理市庵治町431番地52 三浦 哲郎

変更年月日 平成21年 4月 1日

(平成21年 4月10日揭示済)

天理市告示第107号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 4月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 4月10日揭示済)

天理市告示第108号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月10日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 4月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 4月10日から平成21年 6月 8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年 4月13日揭示済)

天理市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、和爾町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成21年 4月13日

天理市長 南 佳 策

変更前 事務所の所在地 天理市和爾町1123番地
代表者 天理市和爾町1105番地 東瀬 宗恵
変更後 事務所の所在地 天理市和爾町1131番地
代表者 天理市和爾町1131番地 古川 清和
変更年月日 平成21年 3月 8日

（平成21年 4月13日揭示済）

天理市告示第110号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成21年 4月13日から平成21年 6月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - （2）返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成21年 4月14日揭示済）

天理市告示第111号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成21年 4月14日から平成21年 6月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - （2）返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成21年 4月15日揭示済）

天理市告示第112号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成21年 4月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月15日から平成21年 6月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月16日揭示済)

天理市告示第113号

平成21年第 1回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成21年 4月16日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成21年 4月23日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件
 - 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
 - 専決処分の承認を求めることについて
 - 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

(平成21年 4月16日揭示済)

天理市告示第114号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成21年 4月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月16日から平成21年 6月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月17日揭示済)

天理市告示第115号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成21年 4月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月17日から平成21年 6月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月20日揭示済)

天理市告示第116号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月20日から平成21年 6月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月20日揭示済)

天理市告示第117号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 4月20日
- 3 移動対象区域
天理市三昧田町元西方83番地先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月20日から平成21年 6月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで
(以下 略)

(平成21年 4月21日揭示済)

天理市告示第118号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月21日から平成21年 6月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月22日揭示済)

天理市告示第119号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月22日から平成21年 6月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月23日揭示済)

天理市告示第120号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 4月23日
- 3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 4月23日から平成21年 6月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成21年 4月24日掲示済）

天理市告示第121号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 4月24日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 4月24日から平成21年 6月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成21年 4月27日掲示済）

天理市告示第122号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月27日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年 4月27日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年 4月27日から平成21年 6月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

（以下 略）

（平成21年 4月27日掲示済）

天理市告示第123号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年 4月27日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成21年 4月28日揭示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月28日から平成21年 6月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月30日揭示済)

天理市告示第125号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 4月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 4月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 4月30日から平成21年 6月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 4月30日揭示済)

天理市告示第126号

国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成21年 4月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成21年 4月21日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市岸田町、遠田町、海知町及び武蔵町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成21年 4月30日
平成22年 3月31日

(平成21年 5月 1日揭示済)

天理市告示第127号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 5月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 5月 1日から平成21年 6月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成21年 4月20日揭示済)

天理市公告第9号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成21年 4月20日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成21年 4月21日揭示済)

天理市公告第10号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則(昭和40年 8月天理市規則第22号)第3条の規定により公告する。

平成21年 4月21日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立山の辺小学校校舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市別所町
- (3) 工事概要 校舎耐震補強改修 1棟
鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 3,114㎡
外付鉄骨枠K型ブレース取付 11面
内付鉄骨枠K型ブレース取付 2面
外部柱コンクリート増打ち 2ヶ所
外部耐震壁コンクリート増打ち 2面
内部柱鋼板巻き立て 6ヶ所
屋根ブレース取付 1ヶ所
開口部閉塞 1ヶ所
ルーバー取付 一式

上記補強改修に伴う補修、電気・機械設備及び取り壊し工事 一式

(4) 工 期 平成21年 9月 3日まで

(5) 予定価格 83,179,950円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 72,889,950円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成20年10月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成20年度)において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)溜谷設計

住所 天理市田部町16

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632—8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室

電話番号 0743—63—1001 内線332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 平成21年 4月21日(火)から平成21年 4月30日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 平成21年 4月21日(火)から平成21年 4月30日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 平成21年 4月21日(火)から平成21年 4月30日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 平成21年 4月30日(木)午後4時30分

質問書提出場所 第3(1)に同じ。

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

(4) 質問書に対する回答は、平成21年 5月12日(火)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年5月25日（月）
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株) 天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年5月26日（火）午前9時30分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743—63—1001 内線332

農業委員会

（平成21年4月28日揭示済）

天農委告示第4号

平成21年5月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成21年4月28日

天理市農業委員会
会長 川口和良

記

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 その他

公営企業

（平成21年4月6日揭示済）

天理市水道局告示第5号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成21年4月6日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成21年4月6日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 ワイジーテック
代表者 柳 清 志
住 所 奈良市東九条町1424北和県住 9—505号

(平成21年 4月15日揭示済)

天理市水道局告示第 6 号
天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成21年 4月15日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成21年 4月15日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 (有) 聖工業
代表者 下川 俊一
住 所 京都府木津川市加茂町里土堀41 - 6

(平成21年 4月15日揭示済)

天理市水道局告示第 7 号
天理市指定給水装置工事事業者の休止について
平成21年 4月15日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は休止したので告示する。
平成21年 4月15日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

休止天理市指定給水装置工事事業者
商 号 (株) 広和
代表者 藤井 幹久
住 所 奈良市法華寺町630—15
商 号 竹本設備工業所
代表者 竹本 豈晃
住 所 奈良市山町30—3

(平成21年 4月15日揭示済)

天理市水道局告示第 8 号
天理市指定給水装置工事事業者の廃止について
平成21年 4月15日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。
平成21年 4月15日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

廃止天理市指定給水装置工事事業者
商 号 伊丹産業設備 (株)
代表者 北嶋 政次
住 所 兵庫県伊丹市北本町 2—255